

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃、冷凍ブラックタイガーをC国から輸入する事業の担当者となったが、それまで輸入業務に関する経験がないにもかかわらず会社からは適切な支援がなく、かつ、長時間労働が続いたため、精神的・身体的負担が増大し、うつ状態となり、また、出勤が困難となってからも自宅での勤務を強要され、病状が悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、E病院に転医し、「双極性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、請求人は、平成〇年〇月下旬頃ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨所見しているところ、当審査会としても、請求人の症状経過及び他の医師の医学的見解等から、同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、①エビの輸入業務の担当になったこと、②C国出張の際に身の危険を感じたこと、③上司からハラスメント行為

があったこと、④長時間労働を行ったことの4点を主張している。

ア ①のエビの輸入業務の担当になったことについて、請求人は、要旨、エビの輸入に失敗し、既に仕入先へ支払った〇円の回収は難しくなり、取引先からのクレーム対応を行った旨述べている。

この点、一件記録からは、エビが輸入できなかった原因が、請求人のミスというより、エビの不漁が原因であることが認められるところ、G及びHは、要旨、〇円程度の損害で会社の経営に影響が出ることはなく、請求人に減給や降格などの処分はしておらず、取引先から請求人に対してクレーム等もなかったと述べている。

もともと、請求人が担当者としてその事後対応を行ったことは明らかであり、そうすると、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめると、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

なお、請求人は、エビの輸入業務に関連して、「達成困難なノルマが課された」、「新規事業の担当になった」、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」とも主張するが、決定書理由に説示のとおり、請求人はノルマやペナルティを科されておらず、会社は食品の輸入卸を事業としていることから本件は新規事業には当たらず、労働時間についても請求人が主張する大きな変化は認められないから、請求人の上記主張は採用することができない。

イ ②のC国出張の際に身の危険を感じたことについて、請求人は、要旨、物乞いに詰め寄られたり、反政府抗議デモによる暴動があり、危険と隣り合わせで仕事をしていた旨述べている。

この点、一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人が物乞いから危害を加えられたり、暴動に巻き込まれて負傷したりした事実は認められない。そうすると、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ③の上司からハラスメント行為があったことについて、請求人は、要旨、G及びHから、請求人の仕事の失敗について、強い叱責やあざけりなどのハ

ラスメント行為を受けたと述べるも、G及びHはハラスメント行為を否定しており、他にこれを認めるに足りる客観的な証拠もないことから、請求人の主張する事実は認められない。

エ ④の長時間労働を行ったことについて、請求人は、要旨、休憩は30分間程度であり、平成〇年〇月以前は月80時間以上、その後は月120時間以上の残業を行った旨述べているところ、タイムカードなど一件記録を精査するも、請求人の時間外労働時間を明確にする客観的かつ的確な証拠は存在しない。

この点、監督署長は、関係者の申述及び会社から提出された「入退館情報一覧」及び出勤簿を基に、請求人の労働時間の推計を行っているところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、監督署長の労働時間の算定は妥当なものであり、請求人に恒常的長時間労働があったとは認められないと判断する。

(5) 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷をもたらす出来事の総合評価は、「中」と「弱」であり、恒常的長時間労働も認められないことから、その全体評価は「中」と判断することが妥当である。したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) 請求人は、そのほか縷々主張するが、それらの主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。